

郡司制の一考察

——任用規定を中心として——

後 藤 四 郎

は し が き

大化改新において新設された郡司制は、律令制機構の末端とは云へ、その有する重要性は極めて大きく、多くの問題を含んでゐると思はれる。殊に近年において、「郡」字の使用の時期或は郡司制の成立年代等に関連して、大化改新詔の信憑性についても重大な問題が提起され、愈々その重要性が痛感される。私はこの小論において、郡司の任用規定を中心として郡司制に関する若干の私見を記し、大方の御叱正を仰ぎたいと思ふ。

一

郡司の任用方針には幾度か変遷があるが、これについて考へる場合、先づ問題となるのは、大化改新詔の郡司任用規定と大宝令のそれとの関係である。この両者が極めて類似してゐるところから、津田左右吉博士は、この改新詔の文字は、「近江令か持統令かにあつたものであつて、それが大寶令に襲用せられ、また書紀の編者にも利用せられたのであら

う。」と推定せられた。^(註)併しながら、この二つの郡司任用規定に関する文は、そこに使用せられた文字の点では極めて似通つたものが存するけれども、その内容について考へる時、そこに見逃すことのできぬ大きな相違が存するのである。即ち、改新詔にあつては、国造を大領、少領に採用することになつてゐるのに対し、大宝令では、才用同じき時に国造が優先するにすぎない。換言すれば、改新詔においては、郡司任用の際、国造たることが第一資格であるのに対し、大宝令では、それは第二次の附带的条件とされてゐるのである。そもそも大化改新の際、郡司に国造を任用したことは、地方豪族に対して一つの有利な地位を与へ、それによつて彼らの間に反改新の思想の起ることを防がんとする有和的政策に基くとする通説より考へるならば、大宝令において、国造が第二次の条件とせられたことは、大きな修正と言はなければならず、そこには極めて重要な意味が存すると考へなければならぬ。こゝにおいては、大化前代の国造の系統を引いた伝統的な地方豪族の立場は、郡司任用に當つて原則的にはもはや考慮せられず、僅かに才用同じき時のみ優先するものとされてゐるだけである。而して国造の譜第を輕視する大宝令の郡

司任用規定は、天平末年まで原則的には施行せられたと考へられる。何となれば、天平二十一年二月に至つて、郡司任用方針改正の勅が発せられ、前例を改めて、「立郡以來譜第、重大之家」を重視して、これを郡司任用の主要資格としたことは、それまでは大宝令の任用規定が、原則的には効力を有してゐたことを示すものと考へられるからである。^(註3)

かくの如く考へて誤りなしとするならば、先に挙げた津田博士の推定には、なほ考慮の余地が存すると考へなければならぬ。改新詔の郡司任用規定と大宝令のそれとの間に、これ程大きな内容上の相違が存するとすれば、この二つの条文の極めて類似してゐる点のみに着眼して、両者が同じく近江令或は持統令に基いて作られたとする推定には、その最初の根拠において、既に弱点が存することになり、なほこの説を主張するためには、少なくとも、この様な大きな相違が如何なる理由によつて生じたかが説明されなければならない。それ故、この二つの条文の間の關係は、別の立場に立つて考へ直す方が適切であると考へる。

かくの如く考へ來つて次に問題となるのは、それならば大化改新詔にみえる郡司任用に関する条文は、如何なる程度に信用しうるかといふことである。といふのは、大化改新詔の史料としての信憑性に関しては、既に早く津田博士によつて、それが近江令の文に基いて作られたものであらうと云ふ説が提出せられ、^(註4)最近に至つてまた、井上光貞氏によつて、郡の文字が使用せられたのは大宝令が最初であつて、それまでは専ら評の文字が用ひられたのであり、従つて、「郡」字を用ひた大化改新詔

の文には明らかに大宝令の文による修飾があるとして、改新詔の信憑性に大きな疑問が投げかけられ、更に進んで同氏は、郡司制の成立年代を、大化二年八月から同五年に至る、それも五年に近き頃であらうと推定せられ、改新詔においては、實質上郡司制に関する条文はなかつたのであつて、改新詔の郡司に関する文は、大宝令の整つた制度を念頭において文をなしたもので、全然虚構であると断ぜられたからである。^(註5)この問題に関しては既に、田中卓氏が、「郡」字が大宝令において始めて用ひられたとする井上氏の説を支持すると同時に、他方、改新詔の郡司制に関する条文を虚構とする説に対しては強く反対せられた。^(註6)そこで私は、郡司任用規定の変遷の問題を中心として、私なりにこの問題を検討してみたいと思ふ。

先づ私は、この改新詔の郡司任用に関する条文の史料としての性質を明らかにするために、当該条文には直接ふれず、別の史料に基いてこの問題の解決の緒口を探つてみようと思ふ。

さて、こゝに別の史料と言つたのは、先に挙げた天平二十一年の郡司任用方針改正に関する勅である。その全文を次に掲げる。

勅曰。頃年之間。補任郡領。國司先檢譜第優劣。身才能不。舅甥之列。長幼之序。擬申於省。式部更問口狀。比校勝否。然後選任。或譜第雖輕。以勞薦之。或家門雖重。以拙却之。是以其緒非一。其族多門。苗裔尙繁。濫訴無次。各迷所欲。不顧禮儀。孝悌之道既衰。風俗之化漸薄。朕竊思量。理不可然。自今已後。宜改前例簡定立郡以來譜

第。重大之家。嫡々相繼。莫用傍親。終塞爭訟之源。永息覬覦之望。若嫡子有罪疾及不堪時務者。立替如令。

右に挙げた勅の文の中で先づ注目すべき点は、郡司の任用に當つて、「前例を改めて立郡以來の譜第、重大の家を簡び定む」とある部分である。これは文の前半より察せられる如く、これまで郡司の任用に當つては、譜第が重視せられず、勞効や才用が任用の重要資格とされたために争が起り、多くの混乱と弊害が生じたのに対し、これを正すために、これまでの任用方針を改めて、立郡以來の譜第の出身の者を任用することになったことを意味する。しからば、「立郡以來譜第。重大之家」とは何を意味するであらうか。こゝに所謂「譜第」について参考すべきは、天長四年五月二十一日の太政官符^(註)である。この官符にみえる式部省解には、天平十年四月十九日の太政官符を引用し、そこに

郡司縁身勞効被任一世者。不得取譜第之限。

とあるのに対して、これを解釈して

因茲省家所行勞効二世已上既爲譜第

としてゐる。これによつてみると、こゝでは譜第といふ言葉は、單なる家系、家筋といふ意味ではなく、郡司のそれを、特に數代に亘つて郡司の職を継いでゐる家筋を意味する。この意味において「立郡以來譜第」といふ言葉を考へてみる時、この言葉から、大化改新の際郡が設置されて以來、何代かに亘つて郡司に任用せられた家筋の存したことを推測することができる。而して勅の全文から、ある時期以後必ずしも郡司任用

に當つて譜第が重視されなくなり、勞効或は才用が重んぜられる様になつたため、立郡以來の郡司の家筋の者が任用されぬ場合の生じたこと、及びこの任用方針が前例となつて天平二十一年に及んだことを理解しうる。而して立郡以來の譜第が重視されなくなつたのは、この勅の文から判断すれば、大宝令の郡司任用規定に基くものと考へられる。このことは、前例を改めて立郡以來の譜第、重大の家の出身たることを郡司任用の重要資格と定めながら、最後のところで、「若し嫡子罪疾及び時務に堪へざる有らば、立て替ふること令の如くせよ」と但し書を附してゐるところに明らかである。即ち、この勅は、大宝令の郡司任用方針に関する条文を念頭において、これに基いてこれまで行はれて來た前例を改めて、立郡以來の譜第重視の郡司任用方針を強調してゐるのである。

以上において、天平二十一年二月の勅にみえる「立郡以來譜第」といふ言葉を中心にして、立郡以來の郡司任用方針の変遷を考へ、立郡以來大宝令の制定に至るまでの間、代々郡司に任ぜられる家筋の存することを推測したのであるが、しからば、この代々郡司に任ぜられた家筋とは如何なるものであらうか。

先づ第一に考へられることは、大化立郡の際の郡司は、單なる才用本位で任用せられたのではないといふことである。何となれば、才用本位で任用せられたとするならば、その後その家から代々郡司が任用されることになる必然性は何ら存しないからである。従つて、立郡の際、最初に郡司に任ぜられた家の者が、その後代々郡司に任ぜられたといふこと

は、その家が特殊な家筋であつて、背後に大化前代以来の伝統を背負つてゐることを暗示してゐる。又常陸風土記に、

古老曰。難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世癸丑年。茨城國造小乙下壬生連麻呂。那珂國造大建壬生直夫子等。請惣領高向大夫中臣幡織田大夫等。割茨城地八里合七白餘戸。別置那家。(行方郡条)

其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世癸丑年。多珂國造石城直美夜部。石城評造部志許赤等。請申惣領高向大夫。以所部遠隔往來不便。分置多珂石城二郡。(多珂郡条)

とあつて、これによつてみると、大化改新の際の国郡制置の時、郡の設定に當つては、中央から派遣された官人の一方的な意図によつてそれが行はれたのではなく、土着の国造等の意見や立場がかなり考慮されたものと考へられる。この様に郡の設定に際して、国造等の意見や立場の考慮されてゐる事実が認められるならば、この時設定された郡の郡司として彼ら国造が任用されたであらうことも想像に難くないところである。

大化以後の文献の上に、大化前代の国造の一般的な姓と考へられる直の姓をもつ郡司の名が少からず散見することも、このことを証するであらう。以上の様な理由から、「立郡以來譜第」といふ言葉から推測した、立郡以來大宝令に至るまで、代々郡司に任用せられたと考へられる家筋は、主として国造のそれを意味すると考へてよいであらう。

上述の如き推論の過程を経て、私は次の如き結論に導かれる。即ち、大化改新の際、郡が新に設定されるに當つて、郡司に任せられたのは主

として国造であり、而も大宝に至るまで、代々この家から郡司が任用されるきまりであつたが、この任用方針が大宝令に至つて大きな修正を加へられ、国造の譜第が原則として考慮せられなくなつたため、彼らが郡司に任用せられぬ場合がしばしば生ずるに至つた。

以上の様に考へ來つて、こゝで先に立論の前面から退けておいた大化改新詔の郡司任用に関する条文をとり上げてみる時、直ちに気づかれることは、右において、天平二十一年二月の勅を中心として推測した、大化立郡当時の郡司任用方針と大宝令のそれとの相違は、最初に述べた如き、改新詔の郡司任用方針と大宝令のそれとの相違と、内容上殆ど同じであるといふことである。換言するならば、大化改新詔と大宝令の郡司任用方針に関する条文を比較することによつて理解しうる、大化より大宝への郡司任用方針の変遷は、天平二十一年二月の勅によつても十分あつて、この点よりみれば、改新詔の郡司任用に関する条文は、書記編者の文字上の修飾は存するにしても、その實質的内容においては、後の令の文に基いてゐるのではなく、明らかに大化当時の郡司任用方針を示したものと考へることができるのである。

そこで次に問題となるのは、改新詔にみえる郡司任用方針が決定せられた年時は何時であつたかといふことである。といふのは、既に述べたところによつて、改新詔の郡司任用に関する条文が、後の令の文によつて作られたといふ意味での虚構説の成り立たぬことは明らかであるが、右の任用方針が、大化二年正月以後のある時期において決定されたもの

であるとするれば、それにも拘らず、それを大化二年正月の改新詔の中に記載したといふ意味での虚構説は、なほ成り立つからである。

先に述べた如く、井上光貞氏は、郡司制の成立年代を大化二年八月より五年に至る、それも五年に近き頃であらうと推定せられた。これに対して田中卓氏は、国造制より郡司制への切り替へは漸次行はれたのであつて、大化二年正月以後のある定まつた時期に、一切の国造を廃止して郡司制を一斉に施行したと論定するに足る明瞭な年代を押へることは至難であるとされた。^(註8)そして特に問題となるのは、大化の新政府によつて郡司制の設置が決定せられ、それが宣明せられた時期について、井上氏は大化二年八月とするに對し、田中氏は大化二年正月の改新詔においてであるとす。この点について、私は田中氏の説に賛成したいと思ふ。井上氏は大化二年八月の詔において、国司及び国造に對して、「宜觀國々堀堺。或書或圖。持來奉示。國縣之名來時將定。」とあるのに注目し、「國境を定め、國縣の名を定めるということが、國郡制を定めるために重要な処置たるはいうまでもないが、このようなことが『書紀』で始めて出てくるのはこの時である上に、この仕事郡司ではなく國造に命ぜられてゐるとすれば、これこそ國郡制にもとづく領土區分が、かつて度々企てられたのではなく、この時始めて計劃されたことを示す絶好の資料ではあるまいか。^(中略)この二年八月の詔は、まだいかに定むべきかは明らかでないにしても、將來、地方官制上の大きな改革のあり得べきことを予告し、その準備の開始を國司國造に命じたものである。」とされ

^(註9)た。併しながら、右の詔にみえた文は、郡司制の設置を宣言した大化改新詔の文と矛盾するものとは考へられない。何となれば、大化二年正月、改新詔において郡司制の設置が宣明せられ、それが八月に至つて、具体的に着手せられたと解して何ら差支を生じないからである。只大化二年正月にその設置が宣言せられた郡司制が、八月に至るまで何ら着手されずに放置されたことに一抹の疑念が抱かれるかもしれないが、この間の事情を説明するものは、右の大化二年八月の詔には、

今發遣國司并彼國造可以奉聞

とあることである。この八月に任國に發遣せしめられた国司といふのは、この年三月に朝集した国司であつて、この時まで滞京してゐたものである。^(註10)「彼國造」も亦、三月朝集使と共に上京せしめられた國造である。と考へられる。この様に考へるならば、駅馬伝馬の制も正月の改新詔において、その設置が決定されたにすぎない当時の交通及び通信機關の状況から考へて、それほど迅速又頻繁に中央と地方との連絡がなされたとは考へられないから、三月に上京してそのまゝ滞京してゐた国司や國造が、八月に至つて任國に歸る時、正月の改新詔において宣言せられた郡司制の具体的着手を命ぜられたものと解することができるのであつて、八箇月間の空白は、何ら不自然とは考へられないのである。

なほ郡司制は、国造を郡司に任命することによつて、新しき政治組織の中に一つの有利な地位を与へ、彼らの反改新的な動きを防がうとする意図を含むものとするれば、それは単に地方官制上の改革たるに止まら

ず、新政府の地方豪族対策としての一面をもつと云はなければならぬ。しかりとすれば、その基礎未だ強固なりとは云へない大化の新政府にとつて、地方豪族の動向は改新の前途を左右するものとして、その取扱如何が重視せられたであらうことは想像に難くなく、従つてその対策が急速に考慮せられて、その対策としての意味をもつ郡司制が、大化二年正月において改新の大綱を示した改新詔の中で宣明せられたのであるとするのは、当時の事情から考へて極めてふさはしいことではあるまいか。

以上の様に考へて、私は、郡司制設置の基本方針の宣明が、改新詔において行はれたとする田中氏の説に賛成する。

以上の考察を経て、大化の新政府によつて郡司制の設置が決定せられ、その方針の宣明せられたのが大化二年正月の改新詔であるとするならば、郡司制の内容の中でも、特に地方豪族対策としての意味をもつ任用方針は、当然この時の決定の中に含まれてゐたと考へることができ。この様に考へるならば、先に私が、天平二十一年二月の勅を中心として推測した立郡当時の郡司任用方針は、当然この時のそれであると考へて差支ないのであり、改新詔の条文と、内容上においても何ら矛盾するところがないのである。

以上の考察を要約するならば、改新詔にみえる郡司任用に関する条文は、新政府によつて、郡司制の設置が決定せられた大化二年正月当時の郡司任用方針をそのまゝ示したものであるといふことになる。従つて、

改新詔の郡司制に関する条文は、那或は大領少領等の文字を使用したといふ点において、大宝令の整つた制度を念頭においた日本書紀編者による、文字上の修飾の存することは認めるにしても、その内容の点に関しては、大化二年正月当時の原資料に基いてゐると考へて差支ないであらう。

以上の考察にして大過なしとするならば、大化改新詔の郡司任用方針に関する条文と大宝令のそれとの関係は、もはやその間に両者の共通の根拠として近江令などを想定すべきではなくして、大化より大宝に至る律令制の成立過程において、前者が改正せられた結果として後者が制定せられたものと考へなければならない。

註

- (1) 津田左右吉博士「大化改新の研究」(日本古代史の研究所收)
- (2) 続日本紀天平勝寶元年二月壬戌条
- (3) 大宝以後、才用本位の大宝令の郡司任用規定が実際に行はれてゐたことを示す事例としては、続日本紀に次の如き記事がある。
大宝三年三月丁丑条
下制曰。(略中)又有才堪郡司。若當郡有三等已上親者。聽任比郡。
和銅六年三月壬午条
詔曰。任郡司少領以上者。性識清廉。雖堪時務。而蓄錢乏少。不滿六貫。自今以後。不得遷任。
これらの記事は、郡司任用に関して、原則として才用だけがとり上げられてゐて、国造の譜第は問題とされてゐないことを示してゐる。
- (4) 津田博士前掲書。
- (5) 井上光貞氏「郡司制の成立年代について」古代学第一巻第二号

- (6) 田中卓氏「郡司制の成立」社会問題研究第二卷第四号、第三卷第一号及第二号
 (7) 類聚三代格第七卷郡司事
 (8) 田中氏前掲論文
 (9) 井上氏前掲論文
 (10) 坂本太郎博士「大化改新の研究」四〇九頁

一一

前節において、大化改新詔の郡司任用に関する条文は、大宝令による文字上の修飾は存在するにしても、その実質的内容そのものは大化二年正月当時のものであることを論証し、大宝令の郡司任用に関する条文は、大化改新詔のそれが改正せられて制定されたものであることを述べたのであるが、それならば如何なる理由によつてかゝる改正が行はれたのであらうか。この事情を明らかにすることが次の課題として取り上げられなければならない。

右の郡司任用規定の改正は、その内容から考へるならば、大化立郡の際には、国造の政治的並に社会的立場を考慮してこれを郡司に任用した政府が、大宝に至つては、郡司任用に当つて国造の立場を原則的には考慮しないといふ、政府の国造に対する態度の変化であると言ふことができる。而して国造が地方豪族の代表的存在であることを考へるならば、それは政府の地方豪族対策の変化であるとも言へるであらう。

しからば政府の地方豪族対策の変化とは如何なる内容をもつものなの

であらうか。私はこの問題を解くべき手掛りとして、国造制より郡司制への推移における、両者の権力内容の変化に注目する。

周知の如く郡司制は、大化改新の際、地方豪族たる国造に対する宥和的な政策に基いて新しい政治機構の中に一つの有利な地位を与へたものであつたが、併しながらこのことは、決して国造のもつてゐた権力をそのまゝ何時までも温存せしめたものではなかつた。一例として兵力の問題を取り上げてみよう。日本書紀に、

差紀男麻呂宿禰。巨勢臣比良夫。狹臣。大伴嚙連。葛城烏奈良臣。爲大將軍。率氏氏臣連爲裨將部隊。領二萬餘軍。出居筑紫。^(註1)

或は、

來目皇子爲擊新羅將軍。授諸神部及國造伴造。并軍衆二萬五千。^(註2)

とある様に、大化前代において国家が軍を起さうとする時は、各氏氏の兵力を統合して軍隊を編成したのであるが、こゝに国造のみえることは、国造も亦自己の兵力を持ち、これを率いて軍に参加せしめられたことを示すものである。しからば国造が郡司に切り替へられた大化以後においては、その持てる兵力はどうなつたであらうか。

日本書紀によると、大化元年八月には早くも兵器收公のことが見え、同年九月には

遣使者於諸國治兵。^{或本云從六月至九月遣使者於四方國。集種々兵器。}

とあり、二年正月にも

遣使者詔郡國脩營兵庫。

の記事がみえて、地方の兵器を収公しようとする様子が伺はれ、又改新詔には、關塞、斥候、防人等中央の管轄の下に治安国防の制度が作られるべく、新政府によつて決定されてゐるけれども、一切の兵力を政府の手中に収めようとする計劃は直ちには実現できなかったらしく思はれる。日本靈異記によると、斉明朝より天智朝にかけての百濟救援の戦の際、伊予国越智郡の大領の先祖である越智直や、備後国三谷郡の大領の先祖が、軍に参加して半島に渡つたことが知られる。^(註4)越智直は国造本紀に謂ふ「小市国造」の家の氏姓であり、伊予国正税帳や續日本紀等にも大領としてその名をみせてゐる家柄であつて、国造の後身であることは誤りないであらう。又三谷郡の大領については、詳細は明らかでないが、同様に国造の家柄であつたのではなからうか。ところで、右の人々が百濟救援の戦に参加せしめられてゐるといふ事實は、この時なほ国造の家柄に属する郡司は依然兵力を保持し、政府は大化前代の軍隊の編成方式に従つて彼等を動員したことを示すものと考へられる。^(註8)

この様に解しようとすれば、天智朝に至つてもなほ、地方豪族の武力を中央の手に収めるといふ大化以来の方針は実現せられず、国造の後身たる郡司は、依然兵力を保持してゐたと考へることができる。

然るに大宝以後になると、郡司は兵力と關係を持つことを許されなくなる。靈龜二年五月に至つて、

制。諸國軍團大小穀。不得連任郡領三等以上親也。其先已任訖。轉補他國。^(註9)

とあり、郡司と三親等以上の血縁關係ある者が、同じ国内において、軍團の大小穀に任用せられることを禁止してゐるのである。このことは、律令制においては、郡司が少しでも兵力に關係をもつことを禁止する方針であることを示してゐると考へられる。

要するに郡司は、大化以後もある時期までは大化前代の伝統をひいて、依然兵力を保持した如く思はれるが、律令制が完成した後は、郡司と軍團の大小穀とはつきり切り離されて、少くとも制度上においては、郡司は全く兵力と關係のない存在となり了つたのである。

右にみた様な国造と郡司との間の権力内容の大きな相違は、裁判権の場合にもこれを認めることができる。国造は大化改新の際にもなほ、その国内の裁判権を保持しており、国家は国造の領内に檢断権を發動することをしなかつたが、これに対して郡司の裁判に關する權限如何といふに、獄令には、^(註10)

凡犯罪。答罪郡決之。杖罪以上。郡斷定送國。

とあり、これによつてみると、郡司の專決しうるのは答罪のみであり、杖罪以上は、断文と共に身柄を國に送附しなければならない規定である。^(註11)

このことは、律令制においては、大化前代の国造のもつてゐた裁判権の重要部分が、国司の手を通じて中央の手に吸収されて了つてゐることを示すものと考へられる。

以上軍事や裁判の例についてみた事實は、国造と郡司との権力内容の差が如何に大きいかを示しており、大化改新の際、新政府は、国造制を

郡司制へと切り替へることによつて、国造に新しい政治組織の中の一つの地位を与へたけれども、そのことは、決してその権力を何時までもそのまゝ保持せしめようとするものでなかつたのである。

しからば国造は、郡司制の成立により郡司に切り替へられることによつて、直ちにその権力の大部分を失つたであらうか。既にみた如く、郡司がかなり後までも兵力を持ち、それが国家の手によつて動員されてゐるといふ事實は、このことを否定する様に思はれる。恐らく郡司制成立当初においては、国造は従来の権力をそのまゝ保持しつゝ、郡司として新しい機構の中に組みこまれたのであらう。従つて、その権力は郡司制の成立以後、大宝令の制定に至るまでの長い期間に亘つて、徐々に削減されて行つたものと解される。それ故一言に郡司制と言つても、大化改新の際における立郡当時の郡司制と、律令制の完成された大宝以後の郡司制との間には、その内容の上に大きな相違があると考へられるのであつて、大化以後約半世紀の間かなりの変革が加へられたものとみなければならない。そしてこの様な郡司制の内容変化の中に地方に対する中央権力の強力な浸透を認めることができる。

大化前代の国県制に関して、大和や北九州などにおいては、部族的体制の痕跡を全く認めることができないのに對して、吉備や美濃の如く、部族的体制の強固に残存した地域の存するといふことは、井上光貞氏の精細に論証せられたところである。^(註12)「国家の成立とは、部族的体制を打破しつゝうまれてくる」ものとすれば、国家の制度として前者が進歩し

たものであることは言ふまでもない。井上氏も大化改新における国郡制の確立について、「既に一部では実現せられていたような体制を全国におしおよぼそうとしたというごとき面」のあることを指摘せられてゐる。

かうした傾向は、律令制の完成した大宝以後の政府の方針の中にもよみとることができる。郡司の任用に當つては、神郡の場合を除いて三親等以上の血縁者の連任を許さなかつたこと、及び先に引用せる如く、同じ国内において、郡司と三親等以上の血縁者を軍団の大小毅に任用することを許さなかつたことは、地方の政治及び軍事機構の中に、同族関係のもち込まれることを拒否しようとする政府の方針を示すものと解することができる。即ち、地方豪族の間における部族的体制を打破するといふ方向において成立してくる律令制において、かゝるものが再び新しい機構の中に復活するのを阻止しようとすることは当然と言はなければならぬ。

この様にみてくると、大化前代より大化改新を経て律令制の完成する大宝以後にかけて、政府の地方豪族対策には一貫した方針の存することを認めることができるのであつて、かゝる地方豪族の勢力を削減してゆかうとする、大化前代以来一貫して認められる政府の地方豪族対策を念頭において、大宝令における郡司任用方針の改正を考へる時、その改正の意図も同様に、右に述べた如き政府の地方豪族対策の現はれと解することができるのではあるまいか。

大化立郡の際、国造を郡司に任じたことは、それによつて彼らの伝統

的な地位をある程度保証することによつて、その反改新的動きを抑へようとしたものであるとすれば、そのことは、一面において改新の諸政策をスムーズに進行せしめる上に効果をもつたにしても、反面においては、国造の伝統的地盤を律令制の下部機構の中に温存せしめることになつて、中央の権力を地方に徹底せしめる上にながりの障害をなしたのであるまいか。従つて、政府の基礎が次第に強固となり、律令制の諸制度の整備されるに従つて、その権力を徐々に削減し、最後に任用に當つて原則的には国造の譜第を考慮しないといふ、任用規定の根本的改正によつて、伝統的な地方豪族が律令制機構の中に入り込む特権的立場を排除し、それによつて、中央権力の地方への徹底を意図したものと考へるのではなからうか。

思ふに大化改新成立の一面には、皇室及びこれを中心とする中央の貴族による地方豪族の制圧といふ事実が存するのであつて、かつてはかなりの程度に独立的性格を保持していた国造が、大化直前にはその独立性を著しく失つて、地方官的色彩を濃くしてくるものもその現はれであり、それはその反面に、皇室の屯倉や貴族の田荘の全国的設置といふ形をとつてくることは周知の通りである。要するに、中央の貴族と地方豪族との関係には、大化前代よりかなり対立的な側面が存するのであつて、大化改新の際一時とられた宥和的政策が、新政府の基礎が確立するに従ひ廃棄せられて、大化前代以来の地方豪族に対する統制の強化が、中央権力の末端への浸透といふ目標の下に、より強く徹底せしめられるに至つ

たものと解される。私はこの様な地方豪族政策をとる中央の貴族と地方豪族との関係を、儀制令にみえる国司と郡司との関係の上にも明瞭に認めることができると思ふ。

儀制令にみえる国司対郡司の関係については、坂本太郎博士の詳細な研究があるのでこれによつてみると、一般官人の路上敬礼については、当然下位者が上位者に対して礼をとることになつてゐるのであるが、国司と郡司との間においては、この原則は適用されてゐない。即ち、郡司六位以下では国司の位の如何を問はず、これに対して下馬しなければならず、又五位以上の郡司にしても亦一般的な規定が適用されるのではなく、一位二位が親王に対し、又四位が二位に対してなすべき「斂馬側立」を行ふことになつてゐる。かくの如く、国司対郡司の間においては、上位者が下位者に対して礼をとるといふ不思議な関係が存するのである。而してこの様な関係は、国司が中央出身の官人であるのに対して、郡司が都内出身の官人であることに基いてゐるのである。^(註14)

儀制令の路上敬礼に関する規定を通じてみられる国司対郡司の関係が、右の如きものであるといふことは、律令制の主たる担当者である中央の貴族の、地方豪族に対する態度が如何なるものであるかを明らかに示してゐると言はなければならない。同じく律令制機構内部の官人でありながら、中央出身の国司以上と、地方出身の郡司とは明らかにその系列を異にしてゐるのである。^(註15)

この様な関係は、大化前代以来の長い間に亘る、中央の貴族と地方豪

族との間の歴史的対立関係を背景にもつものと解されるのであり、大化より大宝への郡司任用規定の改正も、かゝる関係の下に理解さるべきものであらう。

以上を要するに、国造制の郡司制への切り替へは、国造の権力を決してそのまゝ温存せしめたものではなく、大化改新の際には、国造に対する宥和的政策として国造を郡司に任じたが、その権力は次第に削減せられ、律令制の確立せられるに及んでは、郡司の権限は国造に比して極めて縮小された範囲に限定せられ、而も更にその任用方針として、国造の立場を原則としては考慮しない規定が制定されるに到つた。而してかくの如き大化より大宝に至る郡司任用規定の改正は、地方豪族の勢力を制圧して中央権力の地方への徹底を図らうとする伝統的な政策の現はれと解されるのである。

註

- (1) 日本書紀崇峻天皇四年十二月条
- (2) 同推古天皇十年二月条
- (3) 井上光貞氏「大和国家の軍事的基礎」(日本上代史の諸問題所収)
- (4) 日本書紀上
- 贈龜令放生得現報縁第七
- 遭兵災信敬觀音菩薩得現報縁第十七
- (5) 太田亮博士「姓氏家系大辭典」第一卷
- (6) 大日本古文書二 五頁以下
- (7) 続日本紀神護景雲元年二月庚子条
- (8) 三谷郡や越智郡の大領の先祖が、この時既に郡司に任命せられてゐたか否

- かは問題の存するところである。少くとも日本書紀によれば、越智郡の立郡は、越智直が帰国後のこととなつてゐるから、軍に参加して半島に渡つた当時はまだ郡司に任命されてゐなかつたとみななければならない。併しながら、彼がこの時郡司に任命されてゐなかつたとしても、当時は大化前代の国造制は大体において廃止されてゐたと考へられるから、(国造制の廃止は井上氏によれば、大化二年八月から五年までの間、それも五年に近い頃であり、田中氏によれば、国造は漸次廃止せられて行つたのであつて、大化二年より白雉四年までを第一期とする。)それにも拘らず、彼が大化前代の伝統をひいて兵力を保持し、而もそれが国家の手によつて動員されるという様な状態にあつたとすれば、總じて大化前代の国造は依然として兵力を保持しており、従つて、かつての国造にして既に郡司に任用された者も、同様な状態にあつたと考へてよいのではなからうか。即ちこの時期においては、国造制は郡司制へと切り替えられても、これら郡司は依然として、兵力その他大化前代に保持してゐた権力のかなりの部分をうけついでゐたものと考へられる。
- (9) 続日本紀靈龜二年五月己丑条
 - (10) 井上光貞氏「部民の研究」(前掲書所収)
 - (11) 獄令義解
 - (12) 井上光貞氏「国造制の成立」史学雑誌第六十編十一号
 - (13) 神郡については特例を認めて、三等以上の親の連任を許した例としては、続日本紀文武天皇二年三月己巳条(筑前宗像、出雲意宇二郡の場合、同四年二月乙酉条(上總安房郡の場合)等がある。
 - (14) 坂本太郎博士「郡司の非律令的性質」歴史地理第五十三卷一号
 - (15) この問題に関連して、日本書紀欽明天皇三十一年条にみえる、越前の郡司道君が高麗の使者を匿匿した事件に関する記載は興味深い。この記載の中で特に注目されるのは、道君が中央から派遣された膳臣を伏して押んだために高麗の使者によつて、彼がその土地の出身者であることを看破されたという点である。この時期において地方豪族たる道君は、中央から派遣された膳臣を伏して押まなければならぬ様な関係に置かれてゐるのである。大化前代に

おける中央の貴族と地方豪族との関係の一端を示すものと考へられる。

三

前節においては、郡司任用規定が、大化改新詔のそれから大宝令のそれへと改正せられた事情について考へたのであるが、本節においては、その改正せられた経過及び時期について若干の考察を試みたい。

前節において述べた如く、国造は大化改新の際、郡司に任ぜられた後、かなり長い間——少くとも斉明朝より天智朝にかけての時期においては、なお兵力を保持しており、しかもそれが事ある時に応じて国家の手によつて動員され、軍として編成されるという状態にあつたと考へられるのであるが、大宝以後になると、郡司は制度上兵力から切り離された存在と化せしめられてゐる。とすれば、この間の何れかの時期において、彼らの持てる武力は、中央の手に吸収されたものと考へなければならぬ。而して、郡司ら地方豪族の手中にある武力を、国家が事ある時に応じて動員するといふ、従来の軍の編成方式に代つて現はれてくるのが軍団制である。而して軍団制が改新当初において、早くも地方の武器を収公して地方豪族の私的武力を否定せんとした改新政府の方針の結実であるとするれば、郡司ら地方豪族が武力から切り離されたことゝ軍団制の成立とは、密接な、表裏の関係にあると考へることができるのではあるまいか。この様に考へて差支ないとすれば、軍団制の成立する時期は、郡司が制度上武力から切り離された大体の時期を示すものと考へる

ことができるであらう。

この様に考へてくると、軍団制の成立は、それ自身としては律令制における軍制の完成を意味する事象にすぎないけれども、それは又反面において、郡司が伝統的に保持した私的武力を喪はしめられたといふ点で郡司制の整備、確立の上に極めて重要な意義を有したものと考へられる。思ふに、郡司制と軍団制とは、律令制における政治及び軍事の機構として、相並んで重要な意義を有するが、上述の如く両者は、特にその成立の過程において密接な関係を有する、そこで先づ、軍団制の成立する過程及び時期について考察しよう。

大化改新の際、政府が諸国の兵器を集めることによつて、兵権を中央の手に収めようとする意図を示したことは周知の通りであるが、この政府の意図が簡単には実現できなかったことは、大化元年八月以後武器収公に關聯する記事が散見する所にも認められる。而して、この政府の方針は、結局において、軍団制といふ形で結実するのであるが、その成立までにはかなりの時間を必要とし、斉明朝より天智朝にかけての百濟救援の戦役の際には、未だ成立してゐなかつたらしいことは、前述の通りである。而して百濟救援の戦の失敗した後、国防上の見地に立つて築城その他軍事上の対策が講ぜられたことは周知の通りであり、これと並んで国内の兵力の組織化、強化が行はれたであらうことも当然想像しうるところであるが、壬申乱の際における両軍の兵力の動員の仕方は、この時に至つてもなほ、軍団制が成立してゐなかつたことを暗示する様に思

はれる。

大海人皇子が東国に入つたことを聞いて、近江朝側が最初にとつた処置は、興兵使を東国、倭京、吉備、筑紫に派遣して兵力を動員しようとしたことであるが、倭京の外には畿内や近国に兵を求めず、遠隔の東国や中国、九州など特殊な地域に兵力を期待したことは、未だ劃一的な軍団制の成立してゐないことを示すものであらう。又近江將軍羽田公矢國及びその子大人等が己が族を率ゐて投降した事実は、その兵力が諸豪族の血族者を中心として構成せられてゐたことを暗示するものであり、大化前代以来の軍の編成方式をうけついでゐるものと考へられる。

又大海人皇子が、「東山軍」或は「東海軍」を發せしめたり、尾張國守小子部連鉤鉤が二万の衆を率ゐて参加してゐる点に、或程度國司の指揮下に兵力が組織されてゐる様子がみられるけれども、皇子の軍を構成する個々の兵力は、大体においてなほ郡司等地方豪族の私兵としての色彩の強いものであつたと考へられる。

右に述べた如く、壬申乱の際における兩軍の兵力の動員の仕方或はその兵力の内容は、この時なほ軍団制が成立してゐなかつたことを示す様に考へられる。

ところで、全國劃一の軍団制の原形を史料の上に見出すことができるのは日本書紀持統天皇三年閏八月庚申条においてである。即ち、

詔諸國司曰。今冬戶籍可造。宜限九月糺捉浮浪。其兵士者、每於一國四分。而點其一令習武事。

とあるのがそれである。而してその年六月において淨御原令が施行されてゐることから考へて、軍団に關しても淨御原令の中にある程度の規定が存したと考へることができるとはあるまいか。

右の如く考へて差支ないとすれば、軍団制のほぼ成立する時期は、天武朝に入つて以後、持統朝の初年に至る間であると考へることができよう。

而してこの問題に關聯して特に注目されることは、天武紀には官人に武器を私有せしめた記事が散見することである。即ち、

(1) 詔曰。諸王以下初位以上。每人備兵。(四年)

(2) 王卿遣京及畿内按人別兵。(五年)

(3) 詔曰。及于辛巳年檢按親王諸臣及百寮人之兵及馬。故豫貯焉。(二年)

(4) 幸于朝嶺。因以看大山位以下之馬於長柄杜。乃俾馬的射之。(九年)

(5) 是月天皇將蒐於廣瀨野。而行宮構訖。裝束既備。然車駕遂不幸焉。

唯親王以下及群卿。皆居于輕市。而檢按裝束鞍馬。小錦以上大夫皆列坐於樹下。大山位以下者皆親乘之。共隨大路。自南行北。(十年)

(6) 詔曰。來年九月必閱之。因以教百寮之進止威儀。又詔曰。凡政要者軍事也。是以文武官諸人務習用兵乘馬。則馬兵并當身裝束之物。務具儲足。(略)(下)(十三年閏四月)

これらの記事は、何れも畿内の官人に武器や馬を所有せしめてその軍力を充實せしめようとする一聯の内容をもつものと考へられる。而してこれらの記事と對照的なのは、十四年十一月に至つて、

(7) 詔四方國曰。大角。小角。鼓吹。幡旗。及弩拋之類。不應存私家。

咸收于郡家。

とある記載である。この(7)の詔は、武器の収公を督促したものであつて、(1)乃至(6)の武器私有に関する記載と一見矛盾してゐる如く思はれるけれども、必ずしもさうではなさうである。(1)乃至(6)が何れも畿内に關するものであるのに対して、(7)は「詔四方國曰。」とあつて、特に地方に重点をおいてゐるらしいことは、畿内の官人の武力を充実して、これを背景にして地方の私的武力を中央の手に収めてゆかうとする政府の意図を暗示するものではあるまいか。

更にこの点に關聯して見逃すことのできぬのは、(6)の「凡政要者軍事也」の一句である。この時期は白村江敗戦後の天智朝と異り、対外的な国防上の不安があつたとは考へられないから、この一句は国内情勢を背景にしたものと考へなければならぬ。

この時期において、国内政治上における軍事の重要性が強調されるといふことは、武力を背景にしてその政治的意図を遂行しなければならぬ様な事情の存したことを推測せしめる。而も既に四年以来、中央における武力充実への詔は屢々繰り返され、更に十四年に至つて、地方における武器収公が令せられてゐるとすれば、これら一聯の記載を通じて、右の如き事実を想像することは臆測に過ぎるであらうか。

私はこれら一聯の記載を通じて、この時期において、大化以来の懸案たりし地方における武器収公の徹底、郡司等地方豪族の私的武力の否定

と、之に代るべきものとしての軍団制実現への努力が結実して行つたことを推測する。

大化以来、地方豪族の武力の否定が不徹底に了つたといふことは、その実施がかなりの困難を伴ふ事柄であつたからではあるまいか。地方豪族の武力の否定が、彼等の抵抗を伴ふ事柄であるのみならず、たとへそれが実現しても、これに代るべき軍団制の実現が早急には不可能といふ様な事情もあつて、不徹底のまゝ天武朝に至つたのではあるまいか。ところで、天智朝における外征、又特にその後における国防上の要請は、国内の兵力を中央の手に統一的に掌握する必要を痛感せしめたに相違なく、又その様な必要に基いて国内兵力の組織化の体制が次第に整備されつつあつたことは、近江令官制の中に、兵政官、兵政官長、兵政官大輔の如き官名のみえる事^(註6)実、又壬申乱の際、大海人皇子が「東山軍」や「東海軍」を發せしめたり或は尾張国守が二万に及ぶ兵力を動員しえたといふ事実の中にも伺ふことができよう。かくて天武朝に入つて、軍団制成立のための一半の情勢が熟すると共に、地方豪族の手中にあつた武力を中央の手に収めるといふ、大化改新以来の懸案の実行が準備され始め、末年に至つて、ほぼ実現せられたと考へられるのであつて、この様な事態の中に、中央の手に収められた地方の武力が新しい形で再編成せられ、中央の手に統一的に掌握せられて、軍団制へと結実して行つたのであらう。この様に考へて、私は、軍団制は、天武朝の末年若しくは持統朝の初年において、一応具体化されたものと推定する。而してこれと

共に郡司は少くとも制度上兵力を持つことは許されなくなり、大化前代の国造の伝統をひいて持ちつゞけた郡司の権力は大幅に削減せられ、郡司は、律令制における、地方の最末端として、国司の順便に甘んずる存在に化せしめられたのであらう。

郡司制が右の如き過程をとつて整備せられてくるとすれば、任用規定の改正も、第二節において述べた如き政府の意図の下に、郡司制整備の一環として、この時期に行はれたのではあるまいか。

續日本紀その他にみられる如く、奈良時代においても、国造の譜第任用の要求は、郡司等地方豪族の間に強く現はれてゐるのであつて、国造の立場を原則として考慮しない郡司任用規定の制定は、多くの反対を惹き起す可能性のある事柄であつたと考へられる。従つて、郡司の抵抗力の基礎である武力を中央の手に吸収すると共に、政府はかゝる任用規定を制定したものと考へることができるのではあるまいか。

この様に考へて、私は、大宝令の郡司任用規定は、軍団制が成立した後間もない時期において、郡司制整備の一環として制定せられたものと推測し、持統天皇三年に施行せられた浄御原令において、既に規定せられてあつたものと考へる。なほ續日本紀文武天皇二年三月庚午条に、

任諸國郡司。因 詔諸國司等詮擬郡司。勿有偏黨。郡司居任。必須如法。自今以後不違越。

とあり、これによつてみると、この時既に郡司任用に関して、大きな権限が国司の手に委ねられてゐたらしう思はれる。もし国造の譜第任用の

規定が依然効力を持つてゐたとすれば、任用に當つて国司が、「有偏黨」の如き態度をとる余地は殆どない筈であり、従つて、かくの如き警告が国司に対して発せられてゐる事實は、この時既に国造の譜第任用の規定が否定せられ、任用に當つて、国司の権限が強く發揮せられうる如き規定が成立してゐたことを示すものである。かくの如く、大化改新詔の郡司任用規定より大宝令のそれへの改正の主眼点である国造の譜第輕視が、大宝令制定以前に既に現はれてゐるといふことは、大宝令の郡司任用規定が、浄御原令において既に成立してゐたとする右の推測を、ある程度傍証することになるであらう。

尙最後に、戸令にみえる郡の等級の成立について一言したい。

戸令にみえる郡の等級が、改新詔のそれと極めて異つてゐることは、周知の通りである。而して改新詔の郡の等級の区分については、田中卓氏が、「これは恐らく、従来の國造を郡（評）司に任用するといふ規定と關聯するところがあるのであらう。即ち、國造の支配するクニには大小あり、中には廣大な領有地をもつものもあつたであらうから、それをコホリに切りかへる際、俄にその地を細分することが困難であるため、そのまゝ暫くは之を大郡として温存せしめたものと考へられる。中郡が三十里以下四里以上として、幅の廣い規定であることも、この當時は草創期として未だ戸令に示す如く上中下の等級に整然と細分する必要を認めなかつたからであらうが、實際にあまり細分して等級を設けることは、國造統御の方策としても、なにがしか憚るところがあつたのかも知

れない。何れにせよ、この郡の等級が、戸令と比較して頗る異彩を放つてゐるといふことは、既存の國(クニ)を郡(評)に轉換せしめるため、為政者の深い考慮を推察せしめるに足るものがあらう。」と述べてゐるのは、注目すべき見解であると思ふ。

改新詔の郡の等級の規定が、右の如き事情に基いて立てられたものとすれば、それが戸令にみえる如く、整然と細分されてくる事情と時期とについては、前述の如き、郡司がその武力を中央の手に吸収され、又その任用規定の上においても、国造の譜第任用の原則を否定せられるに至つたといふ、郡司制の内容の変化との關聯を想はざるをえない。即ち、右の如き郡司制の内容の変化の過程において、次第に無力化されてゆく郡司に対して、中央政府は強力にその權力を浸透せしめて、大化前代以来の伝統に基いて保持してゐた郡司の支配領域、特に比較的広大な地域に臨んでゐた郡司の領域を大幅に縮減し、戸令にみられる如き、整然たる郡の等級区分を設定したのであらう。

註

- (1) 日本書紀天武天皇元年六月丙戌条
- (2) 同 元年七月辛卯条
- (3) 同 元年六月丙戌条
- (4) 同 元年六月丁亥条
- (5) 家永三郎博士「飛鳥時代史」三五頁(新講大日本史所収)
- (6) 坂本博士前掲書四九三頁
- (7) 正倉院文書の「他田日率部神護解」にも難波朝廷以来の父祖の郡司として

の業績が強調されており、又統日本紀天平七年五月丙子条に「制。畿内七道諸國。宜除國擬外。別簡難波朝廷以還。譜第重大四五人副之。」とあるのは、天平二十一年二月の郡司任用規定改正の前段階と考へられるのであつて、これも地方豪族の間における、譜第任用の要求の反映であらう。なほ、統日本紀天平十九年十一月己卯条の詔に、国分寺の建立に關して郡司に対し、「若能契勅。如理修造之。子孫無絶任郡領司。」と述べてゐるのは、譜第任用が郡司の強い希望であることを示すものであらう。

むすび

以上を要するに、大化改新詔の郡司任用規定の条文は、明らかに大化二年正月当時の任用方針を示したものであり、それは改新当時の国造統御の方策として、宥和的色彩を強くもつたものであつたが、大宝令(嚴密には淨御原令)においては、その宥和的色彩は殆ど払拭せられ、国造の立場は任用に當つて考慮せられなくなり、才用本位が原則となり、僅かに才用同じき時のみ国造が優先するといふ附帶的条文を存するのみとなつた。而して前者より後者への変遷は、単に任用規定の改正たるに止まらず、両者を隔てる半世紀に及ぶ期間における、郡司制そのものの大きな変化を裏面にひそませてゐるものであつた。そしてこの郡司制の変化——変化といはんよりはむしろ、政府が最初から目指したところの郡司制の整備、確立は、中央集権化の徹底といふ目標の下に、郡司の權力を削減してその政治的軍事的無力化を計り、次いで任用規定の改正によつて最後の仕上げが行はれたものと考へられる。

なほ天平二十一年に至つて、大宝令の郡司任用方針が改正せられて、再び立郡以来の譜第が重視せられるに至つた事情については、大宝以後奈良時代前半にかけての郡司等地方豪族の動向、政治及社会状勢の変化、これらと關聯する政府の地方豪族対策との關係において理解さるべ

きものと考へるが、これらの問題については、稿を改めて論じたいと思ふ。

（本稿は史学会第五十一回大会日本史部会において発表したものを補訂し、更に第三節の部分を書加へたものである。）